

○戦略的創造研究推進事業(社会技術研究開発及び先端的低炭素化開発を除く。)の実施に関する規則

(平成15年10月1日平成15年規則第73号)

改正(平成31年3月26日平成31年規則第53号)

第4章 事業の評価

第1節 事業における研究領域及び研究課題に係る評価

第1款 通則

(評価方法等)

第76条 事業における研究領域及び研究課題に係る評価方法等は、事業にかかる評価実施に関する規則(平成15年達44号)に定めるもののほか、この章に定めるところによる。

(評価における利害関係者の排除等)

第77条 評価にあたっては、公正で透明な評価を行う観点から、被評価者の利害関係者が加わらないようにするものとする。

2 利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 被評価者と親族関係にある者

(2) 被評価者と大学、独立行政法人等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者

(3) 被評価者と緊密な共同研究を行う者

(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での研究分担者など、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)

(4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者

(5) 被評価者の研究課題と直接的な競争関係にある者

(6) その他機構が被評価者の利害関係者であると判断した者

(被評価者への周知)

第78条 評価の担当部室は、評価の目的、評価方法(評価時期、評価項目及び基準、評価手続き)を被評価者に予め周知するものとする。

(評価方法の改善等)

第79条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は評価方法の改善等に役立てるものとする。

(評価の担当部室)

第80条 この規則における評価の担当部室は、戦略研究推進部及び研究プロジェクト推進部とする。

(評価の担当部室)

第2款 公募型研究における研究課題及び総括実施型研究における研究領域の評価

(評価の実施時期)

第81条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

ア 公募型研究

研究課題及び研究代表者又は個人研究者の選定前に実施する。

イ 総括実施型研究

研究領域の選定及び研究総括の指定前に実施する。

なお、外国の研究機関等と共同して研究を実施するものは、研究領域の選定、研究総括の指定及び相手国の研究機関の選定前に実施する。

(2) 中間評価

研究予定期間が5年以上を有する研究について、研究開始後、3年ごとを目安として実施する。なお、5年未満の研究についても、評価実施主体の方針に基づき中間評価を実施することができる。ただし、研究予定期間が5年程度で研究終了前に事後評価の実施が予定される研究課題及び総括実施型研究における研究領域(以下この款において「研究課題等」という。)については、研究課題等の性格、内容、規模等に応じて、研究開発計画等の重要な変更の必要が無い場合には、評価実施主体が毎年度の実績報告等により適切に進行管理を行い、中間評価の実施は必ずしも要しない。

(3) 事後評価

研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施する。

(4) 追跡評価

追跡評価の実施時期については、研究終了後一定期間を経た後に行う。

(事前評価)

第82条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

ア 公募型研究

研究課題及び研究代表者又は個人研究者の選定に資することを目的とする。

イ 総括実施型研究

研究領域及び研究総括の設定に資することを目的とする。

なお、外国の研究機関等と共同して研究を実施するものは、研究領域及び研究総括の設定並びに相手国の研究機関の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 公募型研究(チーム型研究)

(ア) 研究代表者

- a 自らが研究構想の発案者であること。
- b 優れた研究実績を有し、研究チームの責任者として研究全体に責務を負うことができる研究者であること。

(イ) 研究課題

- a 先導的、独創的な基礎研究であること。
- b 今後の科学技術に大きなインパクトを与える可能性を有していること。
- c 技術の進歩に画期的な役割を果たし、新産業創出への手掛かりが期待できるものであること。
- d 戦略目標及び研究領域から見て適当なものであること。

(ウ) 研究計画

- a 適切な研究実施体制、実施規模であること。

イ 公募型研究(個人型研究)

(ア) 個人研究者

- a 自らが研究構想の発案者であること。
- b 研究遂行のために必要な研究実績と責任能力を有していること。

- (イ) 研究課題
 - a 独創性を有していること。
 - b 今後の科学技術に大きなインパクトを与える可能性を有していること。
 - c 研究領域から見て適当なものであること。
大挑戦型では、以下を含める。
 - d 実現の可能性の観点からは明確な見通しが得難いが、成功した場合に飛躍的、画期的な成果が期待できること。

- (ウ) 研究計画
 - a 適切な実施規模であること。

ウ 総括実施型研究

- (ア) 研究総括
 - a 当該研究領域の指揮を委ねるに相応しい優れた研究者であること。
 - b 指導力及び洞察力を備え、若い研究者を触発し得る研究者であること。
 - c 外国の研究機関等と共同して研究を実施するものは、相手機関と共同して円滑に研究を推進できること。

- (イ) 研究領域
 - a 革新的な科学技術の芽あるいは将来の新しい流れを生み出す可能性のあるものであること。
 - b 戦略目標から見て適当なものであること。
 - c 外国の研究機関等と共同して研究を実施するものは、共同研究相手機関と研究能力を結集することにより、革新的な科学技術の芽の創出や国際研究交流に資することが期待できるものであること。

- (ウ) 研究計画
 - 適切な研究実施体制、実施規模であること。

(3) 評価者

ア 公募型研究

研究総括が研究総括補佐、領域アドバイザー及び必要に応じて機構が選任する外部の専門家の協力を得て評価を行う。

なお、個人研究者の選定のうち大挑戦型については、上記に加え、研究主監会議による審査を経るものとする。

イ 総括実施型研究

選考・推進パネルオフィサーがパネルメンバーの協力を得て評価を行う。

(4) 評価の手続き

ア 公募型研究

応募のあった研究提案について、研究領域ごとに、評価者が書類選考と面接選考により、研究課題及び研究代表者又は個人研究者を選考する。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、不採択者からの問い合わせに対しては、機構が適切に対応する。

イ 総括実施型研究

機構の調査結果を基に、評価者が予備提案及び研究提案を募るべき研究者を選出し、応募のあった研究提案について、評価者が書類選考、面接選考等により、研究総括及び研究領域を選考する。

選考の結果については、応募者に理由を付して通知する。なお、不採択者からの問い合わせに対しては、機構が適切に対応する。

上記ア及びイについては、必要に応じて外部の専門家の意見を聴くことができる。

(特定課題調査の実施方法等)

第83条 第14条第2号に定める特定課題調査は、応募された研究提案のうち、書類又は面接による選考において優れた評価を得たものについて、次の各号のいずれかに該当するときに実施することができる。

- (1) 研究データの不足、又は研究データの再現性の確認が必要と認められた事項を研究課題に補完することにより、評価を的確に行うことが期待される時。
- (2) 研究課題に係る研究の範囲、実施規模、実施期間等を的確に評価することが期待される時。
- (3) 研究課題に係る国内外の研究動向を調査することにより、研究課題の評価を的確に行うことができると期待される時。
- (4) 研究課題に係る実施時の安全性又は法令適格性等を的確に評価することが期待される時。
- (5) その他第14条第2号の目的を達成するために特に必要と認められる時。

(調査課題の扱い)

第84条 特定課題調査を実施した研究提案が、次年度以降の公募型研究に応募された場合、優先的な扱いを受けることなく当該年度の事前評価に付されることとする。

(特定領域調査の実施方法等)

第85条 第18条第3項に定める特定領域調査は、研究領域の選定に係る調査、選考等において優れた評価を得たものについて、次の各号のいずれかに該当するときに実施することができる。

- (1) 研究データの不足、又は研究データの再現性の確認が必要と認められた事項を研究領域に補完することにより、評価を的確に行うことが期待される時。
- (2) 研究領域に係る研究の範囲、実施規模、実施期間等を的確に評価することが期待される時。
- (3) 研究領域に係る国内外の研究動向を調査することにより、研究領域の評価を的確に行うことができると期待される時。
- (4) 研究領域に係る研究の実施時の安全性又は法令適格性等を的確に評価することが期待される時。
- (5) その他第18条第3項の目的を達成するために特に必要と認められる時。

(調査結果の扱い)

第86条 選考・推進パネルオフィサーは、特定領域調査の結果を研究領域の選定に係る事前評価に活用することができるものとする。

(中間評価)

第87条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究課題等毎に、研究の進捗状況や実施状況を把握し、これを基に適切な資源配分、研究計画の見直しを行う等により、研究課題等の目的達成に向けたより効果的な研究推進に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究課題等の目的達成に向けた研究の進捗状況及び今後の見込

イ 研究課題等の目的達成に向けた研究実施体制及び研究費執行状況

ウ 相手機関との研究交流状況と今後の計画(外国の研究機関等と共同して研究を実施するものに限る。)

なお、上記アからウの具体的基準については、中間評価の目的を踏まえ、評価実施主体が定める。

(3) 評価者

ア 公募型研究

公募型研究においては、研究総括が、研究総括補佐、領域アドバイザー、必要に応じて機構が選任する外部の専門家の協力を得て行う。

イ 総括実施型研究

研究領域毎に、ERATO 運営・評価委員会が行う。

なお、上記ア及びイについては、必要に応じて海外の研究者や専門家に評価への参画を求める。

(4) 評価の手続き

研究課題等毎に、評価者が、被評価者からの報告、被評価者との意見交換、研究実施場所での調査等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第 88 条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究課題等の研究目的の達成状況、研究実施状況、波及効果等を明らかにし、今後の研究成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究課題等の研究目的の達成状況

イ 研究実施体制及び研究費執行状況

ウ 研究成果の科学技術及び社会・経済への波及効果(今後の見込みを含む。)

エ 相手機関との研究交流状況(外国の研究機関等と共同して研究を実施するものに限る。)

なお、上記アからエの具体的基準については、事後評価の目的を踏まえ、評価実施主体が定める。

(3) 評価者

ア 公募型研究

公募型研究においては、研究総括が、研究総括補佐、領域アドバイザー及び必要に応じて機構が選任する外部の専門家の協力を得て行う。

イ 総括実施型研究

総括実施型研究においては、研究領域又は研究課題毎に、ERATO 運営・評価委員会又は機構が選任する外部の専門家が行う。

なお、上記ア及びイについては、必要に応じて海外の研究者や専門家に評価への参画を求める。

また、イの総括実施型研究においては、必要に応じてパネルオフィサーの意見を聴くことができる。

(4) 評価の手続き

研究課題等毎に、評価者が、被評価者からの報告、被評価者との意見交換等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第 89 条 追跡評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 追跡評価の目的

研究終了後一定期間を経過した後、副次的効果を含めて研究成果の発展状況及び活用状況並びに研究の波及効果等を明らかにし、事業及び事業運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

- ア 研究成果の発展状況や活用状況
- イ 研究課題等の科学技術や社会・経済への波及効果
- ウ その他前号に定める目的を達成するために必要なこと。

なお、ア及びイに関する具体的基準並びにウについては、評価実施主体が決定する。

(3) 評価者

機構が選任する外部の専門家が行う。なお、必要に応じて海外の研究者や専門家に評価への参画を求める。

(4) 評価の手続き

- ア 研究終了後一定期間を経た後、研究成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況、研究課題等の波及効果等について追跡調査を行う。
- イ 追跡調査結果等を基に評価を行う。
- ウ 公募型研究の研究課題の追跡評価は、研究領域としての追跡評価の意義も有することを踏まえて行う。

第3款 公募型研究に係る研究領域の評価

(評価の実施時期)

第90条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価

研究領域及び研究総括の設定前に実施する。

(2) 中間評価

研究課題の研究予定期間が5年以上を有する研究領域について、研究開始後、3～4年程度を目安として実施する。

(3) 事後評価

研究領域の終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施する。

(事前評価)

第91条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究領域及び研究総括の設定に資することを目的とする。

(2) 評価項目

ア 研究領域

- (ア) 戦略目標の達成に向けた適切な研究領域であること。
- (イ) 我が国の研究の現状を踏まえた適切な研究領域であり、優れた研究提案が多数見込まれること。

イ 研究総括

- (ア) 当該研究領域について、先見性及び洞察力を有していること。
- (イ) 研究課題の効果的・効率的な推進を目指し、適切な研究マネジメントを行う経験、能力を有していること。
- (ウ) 優れた研究実績を有し、関連分野の研究者から信頼されていること。
- (エ) 公平な評価を行いうること。

(3) 評価者
研究主監会議が行う。

(4) 評価の手続き
機構の調査結果を基に、評価者が評価を行う。

(中間評価)

第92条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究課題の中間評価の結果を受けて、戦略目標の達成に向けた状況や研究マネジメントの状況を把握し、これを基に適切な資源配分を行う等により、研究領域運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

(ア) 研究領域としての戦略目標の達成に向けた状況

(イ) 研究領域としての研究マネジメントの状況

なお、上記(ア)及び(イ)の具体的基準については、中間評価の目的を踏まえ、評価実施主体が定める。

(3) 評価者

機構が選任する外部の専門家が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、研究領域毎に、研究総括からの研究課題の中間評価結果の報告等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第93条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究課題の事後評価の結果を受けて、戦略目標の達成状況や研究マネジメントの状況を把握し、今後の事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

(ア) 研究領域としての戦略目標の達成状況

(イ) 研究領域としての研究マネジメントの状況

なお、上記(ア)及び(イ)の具体的基準については、事後評価の目的を踏まえ、評価実施主体が定める。

(3) 評価者

機構が選任する外部の専門家が行う。

(4) 評価の手続き

評価者が、研究領域毎に、研究総括からの研究課題の事後評価結果の報告等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第4款 特定成果の強化・加速(イノベーション指向型研究の加速・深化)に係る研究領域の評価

(評価の実施時期)

第94条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価は、研究領域の選定前に実施する。

(2) 中間評価は、研究期間が5年以上の研究領域について、原則として研究開始後3年を目安として実施する。ただし、研究開発運営委員会(以下この款において「委員会」という。)の判断により実施時

期を変更することができるものとする。なお、研究期間が5年未満の研究領域についても、評価実施主体の方針に基づき中間評価を実施することができる。

(3) 事後評価は、研究の特性や発展段階に応じて、研究終了後できるだけ早い時期又は研究終了前の適切な時期に実施する。

(4) 追跡評価の実施時期については、研究終了後一定期間を経た後に行う。

(事前評価)

第95条 事前評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事前評価の目的

研究領域、PM及び研究代表者の選定に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究領域

(ア) 評価項目

- a 戦略的創造研究推進事業等で得られた成果
- b イノベーション創出の可能性・シナリオ
- c 技術的成立性の証明
- d その他前号に定める目的を達成するために必要なこと。

(イ) 基準

- a 戦略的創造研究推進事業等における研究推進の結果、世界をリードする顕著な研究成果が出ていること。
- b 戦略的創造研究推進事業等で得られた研究成果を発展させ、社会的期待に応え、産業競争力強化、さらには社会変革に繋げていくシナリオを描くことができること。
- c 研究期間終了時点で、企業等に研究開発が継承されることが期待できること。
- d 企業等へ具体的な技術的成立性の証明・提示を行うための、適切な研究計画であること。
なお、アのdの評価項目に関する具体的基準については、評価実施主体が定める。

イ PM

(ア) 評価項目

- a 研究開発、製品開発、権利化等に携わった経験及び専門的な知識を有すること。
- b 技術移転、起業、製品化等における経験及び実績を有すること。
- c 事業運営に関するプロジェクトマネジメントの経験又はその素養を十分に有すること。
- d その他、研究領域ごとに必要と認められる実務経験及び専門知識等を有すること。

(イ) 基準

事前評価の目的を踏まえ、評価実施主体が定める。

ウ 研究代表者

(ア) 評価項目

優れた研究実績を有し、研究チームの責任者として研究領域の研究全体に責務を負うことができる研究者であること。

(イ) 基準

事前評価の目的を踏まえ、評価実施主体が定める。

(3) 評価者

委員会専門評価会(以下この款において「専門評価会」という。)の協力を得て、委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者は、対象となる研究領域候補について、戦略的創造研究推進事業等から抽出し、専門評価会の評価結果を受け、面接選考等により選考する。この時、必要に応じて専門家等の意見を聴くことができる。

評価結果の問い合わせに対しては、戦略研究推進部が評価者と連携して対応する。

(中間評価)

第96条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 中間評価の目的

研究領域ごとに、研究の進捗状況や成果を把握し、これを基に適切な予算配分及び研究計画の見直しや研究の中止を行う等により、研究運営の改善等に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 研究の進捗現状と研究期間終了時の見込み

イ 研究成果の現状と研究期間終了時の見込み

ウ その他前号に定める目的を達成するために必要なこと。

なお、ウの評価項目及びアからウに関する具体的基準については、評価実施主体が決定する。

(3) 評価者

専門評価会又は専門評価会主査の意見を聞いた上で、委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者は、被評価者からの報告、被評価者との意見交換等により評価を行う。この時、必要に応じて専門家等の意見を聴くことができる。また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(事後評価)

第97条 事後評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 事後評価の目的

研究の実施状況及び研究成果等を明らかにし、今後の成果の展開及び事業運営の改善に資することを目的とする。

(2) 評価項目及び基準

ア 技術的成立性証明(Proof of Concept)の実施状況とそれにともなう企業との連携状況

イ 産業財産権等の権利化状況

ウ 研究領域としての戦略目標の達成状況

エ 研究領域としての研究マネジメントの状況

オ その他前号に定める目的を達成するために必要なこと。

なお、オの評価項目及びアからエに関する具体的基準については、評価実施主体が決定する。

(3) 評価者

専門評価会又は専門評価会主査の意見を聞いた上で、委員会が行う。

(4) 評価の手続き

評価者は、専門評価会の結果を受け、被評価者からの報告、被評価者との意見交換等により評価を行う。この時、必要に応じて専門家等の意見を聴くことができる。また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

(追跡評価)

第98条 第89条に定める追跡評価の規定は、特定成果の強化・加速(イノベーション指向型研究の加速・深化)における研究領域の追跡評価について準用する。

(臨時評価)

第99条 機構は、第2款から第4款まで定める評価のほか、必要に応じて、評価を行うことができる。

この場合において、評価項目、評価基準、評価者及び評価の手続き等については、第2款から第4款までの定めを準用するものとする。

第2節 国際評価委員会

(目的及び設置)

第100条 事業全体についての総合的な評価を行うため、組織規程(平成15年規程第2号)第6条の規定に基づき、機構に国際評価委員会(以下この節において「委員会」という。)を置く。

(任務)

第101条 委員会は、事業の総合的な評価に関し必要な事項を審議する。

(構成)

第102条 委員会は、委員長及び委員15名以内で構成する。

2 委員長及び委員は、国内及び国外の専門家のうちから理事長が委嘱する。

3 委員長は、必要に応じて構成員以外の外部の専門家又は機構の役職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員長)

第103条 委員長は、委員会を主宰し、委員会を招集する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(任期)

第104条 委員長及び委員の任期は、委嘱のあった年度の末日をもって満了とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第105条 委員会は、委員長が必要と認めたとき随時開催する。

(報告)

第106条 委員長は、委員会における審議の結果を理事長に報告する。

(謝金等)

第107条 委員長及び委員には、別に定めるところにより謝金及び旅費を支給することができる。

(秘密保持義務)

第108条 委員長及び委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第109条 委員会の事務は、戦略研究推進部が担当する。

(その他)

第110条 この規則に定める事項のほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。